

兵庫県は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている  
農林漁業者の皆さんを全力で応援します！

酪農・養鶏・養豚等生産者の方々向けの支援策

(国事業・県独自事業)

令和4年2月1日現在

# ① うけとる (1 / 4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p>【兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金】 令和3年4月以降、兵庫県が行った不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響を受けて売上が減少し、さらにコロナ禍からの回復期に急激な原油や原材料価格の高騰の影響を受ける中小法人・個人事業主の事業価格を下支えするための支援金</p>	<p>【支援対象】 次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和3年4～10月分（いずれかひと月）の国の月次支援金を受給していること</li> <li>②月次支援金受給対象月において、中小法人等は本店所在地、個人事業主は住所地が県内にあること</li> <li>③令和3年11月以降の燃料費・原材料価格高騰の影響を受けていること</li> <li>④事業継続に向けた取組を行っていること</li> </ul> <p>【支給額】 *1事業者につき1回限り （中小法人等） 20万円 （個人事業主） 10万円</p> <p>【申請期間】 令和4年2月28日（月）まで</p> <p>*ただし予算額到達で締切</p>	<p>兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金コールセンター TEL : 050-8882-4908</p>

# ①うけとる（2/4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p><b>【事業復活支援金】</b>            新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給し、事業の継続・回復を支援</p>	<p><b>【支援対象】</b>            次の要件を全て満たす者</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者            「需要の減少」や「供給の制約」による影響</p> <p>②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者</p> <p><b>【給付額】</b>            （中小法人等）上限最大250万円            （個人事業者等）上限最大50万円</p> <p><b>【申請期間】</b>            令和4年1月31日（月）から            令和4年5月31日（火）まで</p>	<p>事業復活支援金事務局            相談窓口            TEL：0120-789-140</p>

# ① うけとる (3/4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p><b>【事業再構築補助金】</b> ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築を支援</p>	<p><b>【支給対象】</b> (通常枠) 令和2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月と比較して10%以上減少しており、令和2年10月以降の6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少している中小企業 (特別枠) 通常枠の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年（または前々年）同月比で30%以上減少している中小企業</p> <p>※経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること ※対象法人には、農事組合法人も含まれる</p> <p><b>【申請期間】</b> 令和4年2月中旬～3月24日(木) 18:00 * 公募開始：令和4年1月20日(木) * 申請は、電子申請システムでのみ受付</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター TEL：0570-012-088</p>

# ① うけとる (4/4)

支援分野	支援の内容	助成率等	担当及び問い合わせ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p><b>【雇用調整助成金】</b>                      景気変動等の経済上の理由で、事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等の一部を助成</p> <p><b>【支給対象となる事業主(特例措置)】</b>                      (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小                      (2) 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少                      (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払い</p>	<p><b>【助成率・補助上限】</b></p> <table border="1" data-bbox="1115 435 1646 684"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1-2月</th> <th>令和4年 3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td colspan="2">4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td colspan="2">4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額                      ※括弧内は、従業員の解雇等を行わない場合の助成率                      (注) 売上等の生産指標が最近3ヶ月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している事業主が対象</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1-2月	令和4年 3月	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター                      TEL : 0120-60-3999</p> <p>&lt;留意事項&gt;                      雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要のため、兵庫県拠点地方参事官室に相談                      TEL : 078-331-5924</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1-2月	令和4年 3月																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							

## ② かりる (1 / 2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等																										
資金の実質無利子化等の支援	<p>【農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金】</p> <p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の貸付当初5年間の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	支援対象、借入限度額、融資機関は、下表のとおり	<p>【農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金】</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談 TEL : 0120-154-505</p> <p>【農業近代化資金】</p> <p>農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合で相談</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">支援対象</th> <th colspan="2">借入限度額</th> <th rowspan="2">融資機関</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット</td> <td>認定農業者、主業農業者等</td> <td colspan="2">※1</td> <td rowspan="2">日本政策金融公庫 農協等</td> </tr> <tr> <td>スーパーL資金</td> <td>認定農業者</td> <td>3億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>経営体育成強化資金</td> <td>主業農業者等</td> <td>1.5億円</td> <td>5億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>認定農業者、主業農業者等</td> <td>18百万円</td> <td>2億円</td> <td>農協等</td> </tr> </tbody> </table>				資金名	支援対象	借入限度額		融資機関	個人	法人	農林漁業セーフティネット	認定農業者、主業農業者等	※1		日本政策金融公庫 農協等	スーパーL資金	認定農業者	3億円	10億円	経営体育成強化資金	主業農業者等	1.5億円	5億円		農業近代化資金	認定農業者、主業農業者等	18百万円	2億円	農協等
資金名	支援対象	借入限度額				融資機関																							
		個人	法人																										
農林漁業セーフティネット	認定農業者、主業農業者等	※1		日本政策金融公庫 農協等																									
スーパーL資金	認定農業者	3億円	10億円																										
経営体育成強化資金	主業農業者等	1.5億円	5億円																										
農業近代化資金	認定農業者、主業農業者等	18百万円	2億円	農協等																									
<p>※1 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費等又は粗利益のいずれか低い方 ② ①以外：12百万円</p>																													

## ② かりる (2/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
資金の緊急貸付支援	<p><b>【畜産特別資金】</b> 緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</p>	<p><b>【支援対象】</b> 酪農家、養豚農家</p> <p><b>【融資機関】</b> 農協等</p>	<p>兵庫県農政環境部 畜産課酪農養鶏班 TEL：078-362-3453 又は、最寄りの農林（水産）振興事務所</p>
資金の実質無利子化等の支援	<p><b>【美しい村づくり資金】</b> 営農活動に必要な運転資金について、貸付当初3年間の実質無利子化や、貸付期間延長、貸付限度額引上げ等を措置</p>	<p><b>【支援対象】</b> 酪農家、養鶏農家、養豚農家等</p> <p><b>【借入限度額】</b> 個人（10百万円） 法人（20百万円）</p> <p><b>【融資機関】</b> 農協等</p>	<p>兵庫県農政環境部 農林経済課農業共済金融班 TEL：078-362-3415 又は、最寄りの農林（水産）振興事務所</p>

### ③ 人材を確保する（1 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（機構）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生農場の事業継続のための代替要員（酪農ヘルパーを含む）等の派遣を支援</li> <li>○発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援</li> <li>○発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援</li> <li>○乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</li> </ul>	<p>生産者集団等</p>	<p>兵庫県農政環境部 畜産課酪農養鶏班 TEL：078-362-3453 又は、最寄りの農林（水産）振興事務所</p>



### ③ 人材を確保する（2／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
外国人材等の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 （援農者緊急確保支援） 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	【支援対象】 経営体等 【対象経費】 交通費3万円/月以内、 賃金500円/時間以内、 その他保険料や宿泊費等も対象 【補助率】 定額 【対象期間】 令和4年3月末日まで 【事業実施主体】 全国農業会議所	（公社）ひょうご農林機構 078-391-1222  又は、最寄りの農林（水産）振興事務所
外国人材等の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 （人材呼び込み支援） 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む情報発信等に必要経費を支援	【支援対象】 経営体等  【対象経費】 求人情報誌・サイトへの掲載費、求人チラシの作成費 等 【補助率】 対象経費の1/2 【対象期間】 令和4年3月末日まで 【事業実施主体】 全国農業会議所	

### ③ 人材を確保する（3／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	<p>【農の雇用事業】</p> <p>49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成</p>	<p>【支援対象】 経営体</p> <p>【補助率】 定額</p> <p>【事業実施主体】 全国農業会議所</p>	<p>(公社)ひょうご農林機構 TEL : 078-391-1222</p>

## ④ 経営を維持・安定させる

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
脱脂粉乳やバターの 在庫解消の支援	【国産乳製品需要拡大緊急対策事業 (機構)】 過剰在庫となっている脱脂粉乳やバ ターの需要を拡大する取組を支援	乳業者	兵庫県農政環境部 畜産課酪農養鶏班 TEL: 078-362-3453 又は、最寄りの農林(水産) 振興事務所

## ④ 販売を増やす

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>新たな販路を開拓する取組を支援</p>	<p>【国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業】 新型コロナウイルス感染症拡大による需要減少等の影響を依然として受けている農林漁業者や食品加工業者等の新たな販路開拓の取組を支援</p> <p>① インターネット販売を活用して消費者向けの新たな販路を開拓する取組に必要な送料等の経費</p> <p>② 個々の飲食店と生産者が連携して、テイクアウト・デリバリー等を活用した新たな販路を開拓する取組に必要な食材費や輸送料等の経費</p> <p>③ 販促キャンペーン等創意工夫による持続的な新たな販路を開拓する取組に必要な材料費等の経費</p> <p>④ 学校給食や子ども食堂等への食材の提供に必要な材料費等の経費</p>	<p>【事業実施主体】 民間団体等</p> <p>【補助率】 定額及び1/2</p> <p>【取組募集時期】 令和4年1月26日(水) ～2月10日(木)</p> <p>【事業実施期間】 令和4年3月上旬(交付決定後) ～3月25日(金)</p> <p>&lt;留意事項&gt; 支援対象となる国産農林水産物等は新型コロナウイルスの影響により、過去の平均値と比べ、在庫量が2割増加、価格、販売量、販売額が2割低下しているもの</p>	<p>農林水産省大臣官房政策課 国産農林水産物等販売促進チーム TEL: 03-6744-2089</p> <p>又は、兵庫県農政環境部 畜産課酪農養鶏班 TEL: 078-362-3453</p>